

【計画の目標】

こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること
(子どもの権利を守ること)

- ・ こどもは、おとなと同じく権利の主体
- ・ ただし、こどもは成長の途中であるため、おとなによる適切な保護・養育や配慮が必要
- ・ 子どもの生存や**安全・安心**にかかる基礎的な権利から、家族等への所属感等のアイデンティティにかかる権利、さらには、より高次の自己実現のための権利までを包括的に保障

【計画の基本的考え方(計画の理念)】

- ① こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つ(家庭養育優先原則)
 - ・ こどもが家庭で心身ともに健やかに養育されるよう支援することは国や地方公共団体の責務(児童福祉法第3条の2)
- ② こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとの関係」の中で育つ(パーマネンシー保障)
 - ・ こども自身が将来を見通せる信頼できるおとの関係を見出すことで、愛着(アタッチメント)形成やアイデンティティの確保につながり、そのことがより高次の自己実現ためのベースとなる

【計画の先にあるもの】

こどもが**いま**も、そしてこの先の未来においても(おとなになっても)**幸福な生活を送ること**

- ・ こども施策の基本法である「こども基本法」第1条中の「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」という部分を、**ひとりひとり**のこどもの視点に移したもの
- ・ こどものための施策は、未来(将来)における幸福のみでなく、権利の主体である子どもの現在の幸福をもたらすのでなければならず、それがなければ未来における(おとなになつたときの)幸福の実現も難しくなる

【長野県の特色】

①専門的な経験やノウハウを持つ乳児院・児童養護施設が多い ②住民にとって最も身近な行政機関である市町村数が多い ③広い県域のなかで、風土に根ざした地域ごとのつながりがある

【具体的な取組】

子どもの思いや意見をきいて、おとながこたえるための取組

- ・ こどもへのサポートの各段階(在宅支援、一時保護、施設入所等)における、こどもからの意見聴取
- ・ 被措置児童に対する意見表明等支援事業の実施

主な評価指標	R11目標値
--------	--------

施設や里親の家庭などで生活する子どものうち、意見表明等支援事業を利用可能な子どもの割合	100%
---------------------------------------------	------

市町村がこどもや家庭をサポートしていくための取組

- ・ 「こども家庭センター」設置・サポートプラン作成の支援
- ・ 市町村による家庭支援事業の積極的な実施による、予防的支援の推進
- ・ 特に「ショートステイ」の里親等への委託推進
- ・ 地域における在宅での専門的相談を担う「児童家庭支援センター」の設置促進と市町村との連携強化

主な評価指標	R11目標値
--------	--------

「こども家庭センター」設置市町村数	77市町村
-------------------	-------

市町村によるショートステイの委託が可能な里親・ファミリーホーム	中学校区に1世帯以上
---------------------------------	------------

児童家庭支援センターの設置数	15か所
----------------	------

こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートの取組

- ・ 「妊産婦等生活援助事業」の更なる展開
- ・ 助産制度の周知

主な評価指標	R11目標値
--------	--------

「妊産婦等生活援助事業」の実施箇所数	4か所
--------------------	-----

ひとりひとりのこどもに合った一時保護をするための取組

- ・ できるだけ家庭に近い環境での一時保護
- ・ ひとりひとりのこどもに合った一時保護の取組(学習の保障・施設内のルールの簡素化等)
- ・ 県の一時保護所のあり方の見直し

主な評価指標	R11目標値
児童養護施設などが設置している一時保護専用施設又は専用ユニットの数	8~10か所
常時、一時保護委託の打診が可能な里親数(1か所の里親支援センター当たり)	3世帯以上

こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとの関係」を見つけるための取組

- ・ 児童相談所へのパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門職員による担当チームの設置
- ・ 親子関係再構築支援の充実
- ・ 特別養子縁組の推進

主な評価指標	R11目標値
パーマネンシー保障・親子関係再構築を行う児童相談所の体制整備	担当チーム設置
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	10件程度

できるだけ家庭と同じ環境である里親・ファミリーホームで生活できるための取組

- ・ 乳幼児については里親・FHへの委託を原則
- ・ 里親リクルートの推進
- ・ 里親のリクルートからこども委託後・委託解除後までの一貫した、里親・里子への支援体制の構築

主な評価指標	R11目標値
里親・FHへの委託率	55.6%
里親支援センターの設置数	10か所

施設が地域の中で進化するための取組

- ・ 良好的な家庭的な環境となるグループホームの設置促進
- ・ 一時保護専用施設又は専用ユニットの設置促進
- ・ 児童家庭支援センターや里親支援センターの設置促進
- ・ 市町村が実施する家庭支援事業の受託促進
- ・ 障害児入所施設における家庭的環境の整備

主な評価指標	R11目標値
施設入所定員のうち、グループホーム定員数の割合	50%程度
市町村の家庭支援事業※を委託されている施設の割合	100%

※ここでは家庭支援事業のうちショートステイ及び子育て家庭訪問支援事業を指す

施設や里親の家などを経験した人の自立のサポート

- ・ 児童養護施設などにおける児童自立生活援助事業の実施の推進
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の推進

主な評価指標	R11目標値
児童自立生活援助事業の実施個所数	16以上
「社会的養護自立支援拠点事業」の実施箇所数	2~4か所

児童相談所のはたらきをさらに高めるための取組

- ・ 中核市で児童相談所設置希望があった場合の支援
- ・ 専門職員の確保・育成、スーパーバイザーの育成
- ・ 関係機関との連携強化(措置後の市町村との連携等)
- ・ 児童相談所の配置検討

主な評価指標	R11目標値
こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持った児童相談所職員の数	25人以上

その他の取組

- ・ 計画の周知や計画の推進を担う人材の育成等